

農政 一 1 9 7
令和 7 年 1 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	中蒔田・戸井ノ口地区 (中西、中東、中下、一渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区的田は土地改良事業が実施された高機能な水田であるが、ここ数年は米の生産調整のためブロックローテーションによる転作は行っていないものの、稻作にて有効活用されている。周辺の畠にいたっては田のように関心が高くないため、今後活用を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

原則、経営を退く農業者は農地中間管理機構に農地を貸し出す。米を継続的に作付けしたい農業者と転作を経営基盤とする担い手が上手く共存できるよう、地元水利組合と担い手が協力・調整して集約化を図り、畠についても営農組合にて活用していくことで、地域の農業を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理事業の重点実施地区に指定されていることから、原則として基盤整備した田は機構へ貸し付ける。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

引き続き集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備から数十年が経過している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】